

平成29年12月21日

会員 各位

(一社) 千葉県LPガス協会

高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について（内規）の
一部改正について（お知らせ）

標記につきましては、経済産業省において一部改正する規程が制定されました。この度、千葉県防災危機管理部産業保安課より会員各位への周知依頼がありましたので、お知らせいたします。

なお、従来の内規との主な変更点は下記のとおりです。

記

<主な変更点>

平成30年4月に施行される知事権限の一部移譲に伴い、関係規程中に「指定都市の長」を追記

以上

2018年4月から千葉市内の事業所等 に係る高圧ガス保安法の事務の一部は 千葉市消防局で行います。

*液化石油ガス法に係る事務は、従来どおり千葉県産業保安課で行います。

第5次一括法の施行により2018年4月から高圧ガス保安法に係る千葉県知事の許認可等の権限の一部が千葉市長に移譲することとなり、移譲後は、その事務を千葉市消防局指導課が行うこととなりました。

なお、コンビナート等保安規則の適用を受ける事業所（その区域内の事業所も含む）や液化石油ガス法の適用も受ける設備などの許認可等の事務は、引き続き千葉県知事の権限として、千葉県産業保安課で行います。

千葉市内の事業所等にかかる事務のうち、2018年4月以降

千葉市消防局指導課が申請窓口となる事務 <手数料は現金納付となります。>

- ・高圧ガス製造事業所及び貯蔵所に係る事務（一般則、液石則、冷凍則）
- ・高圧ガス販売所に係る事務（一般則、液石則、冷凍則）
- ・高圧ガス容器検査所及び容器に係る事務（容器則）
- ・上記で発生した事故に係る事務 など

*下記に示す「千葉県産業保安課が申請窓口となる事務」は除きます。

千葉県産業保安課が申請窓口となる事務 <手数料は千葉県収入証紙での納付となります。>

- ・コンビナート等保安規則の適用を受ける事業所並びにその事業所の区域内にある他の事業所（一般則、液石則、コンビ則、冷凍則）の事務
- ・液化石油ガス法の供給設備（消費設備に接続しているものに限る。）、消費設備、貯蔵施設又は充てん設備（供給設備に接続しているもの又は所在地にあるものに限る。）に係る高圧ガス保安法の手務
- ・上記で発生した事故に係る事務
- ・免状の交付等に係る事務（千葉県から高圧ガス保安協会に委託）など

不明の点は下記にお問い合わせください。

千葉県防災危機管理部産業保安課（千葉市中央区市場町1-1）電話：043-223-2736

千葉市消防局予防部指導課（千葉市中央区長洲1-2-1）電話：043-202-1667



産保第1599号
平成29年11月30日

一般社団法人千葉県LPガス協会会長 様

千葉県防災危機管理部産業保安課長



高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について（内規）
の一部改正について（依頼）

日頃から本県の高圧ガス保安行政の推進に御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、今般、経済産業省において、別紙のとおり「高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について（内規）」の改正がされました。

貴協会におかれましては、会員各位に対し、この旨お知らせ願います。

なお、従来の内規との主な変更点は下記のとおりです。

主な変更点

平成30年4月に施行される知事権限の一部移譲に伴い、関係規程中に「指定都市の長」を追記

担 当

保安対策室 菊池

電話 043-223-2729

経 済 産 業 省

20171102保局第2号

高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について（内規）の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成29年11月15日

経済産業省大臣官房技術総括・保安審議



高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について（内規）
の一部を改正する規程

高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について（内規）（20170718保局第1号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改める。

附 則

この規程は平成30年4月1日から施行する。

高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について(内規)の一部を改正する規程 新旧対照表(改正部分は、傍線部分)1

○高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について(内規) (20170718保局第1号)

改正案	現行
<p>高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について (内規) 制定 20170718保局第1号 平成29年 7月25日 20171102保局第2号 平成29年11月15日</p> <p>(1) 高圧ガス保安法及び高圧ガス保安法施行令の運用及び解釈について I. 高圧ガス保安法関係 第5条関係 (製造の許可等) (1) ~ (9) (略)</p> <p>(10) 平成9年4月1日に、単位系が国際単位 (The International System of Units. 以下「SI単位」という。)に移行したことを踏まえ、経済産業大臣、都道府県知事又は地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第252条の19第1項に規定する指定都市 (以下単に「指定都市」という。)の長に対する許可申請、届出、報告等については、SI単位で行う必要がある。ただし、高圧ガス設備等に設置された圧力計等の計量器については、従来の単位で表示したものを使用している場合があるため、現場における確認等の際には、次式により換算することとする。</p> <p>(略)</p> <p>第8条関係 (許可の基準) (1) 都道府県知事又は指定都市の長は、技術上の基準に関する審査業務 (第14条第3項で準用する場合を含む。)に当たっては、必要に応じて外部の調査機関による評価結果等を活用しても差し支えない。 なお、貯蔵所の許可についても、同様に取り扱うものとする。 (2) 第1号中「製造に係る貯蔵及び導管による輸送」とは、製造をした高圧ガス及び原料ガスを高圧ガスの状態で貯蔵及び導管輸送する場合における貯蔵及び導管輸送を意味する。 なお、導管輸送について高圧ガスの製造者又は原料ガスの受入者のうちいずれか一方が製造に係る導管による輸送として都道府県知事又は指定都市の長の許可等を受けたときは、他方が当該輸送について重複して許可を要する事柄は生じない。 また、製造に係る導管が2以上の都道府県又は指定都市にわたるときは、当該製造を行っている事業所の所在地を管轄する都道府県 (当該事業所の所在地が指定都市の区域内にある場合であって、当該事業所に係る事務が令第22条に規定する事務に該当しない場合) については、当該事業所の所在地を管轄する指定都市) が一括して許可の申請を受理し、申請を受けた都道府県又は指定都市が導管の一部の所在地を管轄する他の都道府県と協議したうえで許可又は不許可の処分を行うことが望ましい。完成検査についても同様とする。</p> <p>第20条関係 (完成検査) (1) ~ (4) (略) (5) 完成検査受検者は当該完成検査に係る都道府県知事又は指定都市への許可 (変更許可) 申請の際に、完成検査受検機関を明らかにしなければならない。</p>	<p>高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について (内規) 制定 20170718保局第1号 平成29年 7月25日</p> <p>(1) 高圧ガス保安法及び高圧ガス保安法施行令の運用及び解釈について I. 高圧ガス保安法関係 第5条関係 (製造の許可等) (1) ~ (9) (略)</p> <p>(10) 平成9年4月1日に、単位系が国際単位 (The International System of Units. 以下「SI単位」という。)に移行したことを踏まえ、経済産業大臣又は都道府県知事に対する許可申請、届出、報告等については、SI単位で行う必要がある。ただし、高圧ガス設備等に設置された圧力計等の計量器については、従来の単位で表示したものを使用している場合があるため、現場における確認等の際には、次式により換算することとする。</p> <p>(略)</p> <p>第8条関係 (許可の基準) (1) 都道府県知事は、技術上の基準に関する審査業務 (第14条第3項で準用する場合を含む。)に当たっては、必要に応じて外部の調査機関による評価結果等を活用しても差し支えない。 なお、貯蔵所の許可についても、同様に取り扱うものとする。 (2) 第1号中「製造に係る貯蔵及び導管による輸送」とは、製造をした高圧ガス及び原料ガスを高圧ガスの状態で貯蔵及び導管輸送する場合における貯蔵及び導管輸送を意味する。 なお、導管輸送について高圧ガスの製造者又は原料ガスの受入者のうちいずれか一方が製造に係る導管による輸送として都道府県知事の許可等を受けたときは、他方が当該輸送について重複して許可を要する事柄は生じない。 また、製造に係る導管が2以上の都道府県にわたるときは、当該製造を行っている事業所の所在地を管轄する都道府県が一括して許可の申請を受理し、申請を受けた都道府県が導管の一部の所在地を管轄する他の都道府県と協議したうえで許可又は不許可の処分を行うことが望ましい。完成検査についても同様とする。</p> <p>第20条関係 (完成検査) (1) ~ (4) (略) (5) 完成検査受検者は当該完成検査に係る都道府県知事への許可 (変更許可) 申請の際に、完成検査受検機関を明らかにしなければならない。</p>

(6) 完成検査受検者は、高圧ガス保安協会又は指定完成検査機関に検査の申請を行うに当たり、当該完成検査に係る許可(変更許可)申請書の控えを同協会又は同機関に提出するものとする。
具体的方法については、都道府県知事又は指定都市への許可(変更許可)申請の際に申請書を3部(正1部、副2部)作成し、都道府県知事、受検者及び完成検査実施機関が保管することとする。
なお、3部全てに都道府県知事又は指定都市の受付印が必要である。

(7) (略)

第22条関係(輸入)

(1)・(2) (略)

(3) 高圧ガスの輸入者は、関税法(昭和29年法律第61号)第70条の規程に基づく通関の際の証明を輸入高圧ガス検査合格証(以下この項において「検査合格証」という。)により行うことができる。
ただし、都道府県知事又は指定都市の長が検査合格証の発行前に輸入検査に適合していると判断する場合は、上記検査合格証に代えて、検査職員が、輸入高圧ガス検査申請書(以下この項において「検査申請書」という。)の「検査職員確認印」欄に都道府県又は指定都市の受付印及び検査職員の印を押印した検査申請書をもって、輸入者は通関の際の証明を行って差し支えない。

第35条関係(保安検査)

(1) 高圧ガス保安協会又は指定保安検査機関は、保安検査を実施するのに当たり必要となる保安検査対象施設の情報について、都道府県又は指定都市に適宜問い合わせることは差し支えない。

(2)・(3) (略)

(4) 都道府県知事又は指定都市の長は、高圧ガス保安協会又は指定保安検査機関が実施した保安検査について、同協会又は同機関からの報告及び受検事業者からの受検届出書をもとに管内事業所の保安検査受検状況を把握し、未検査事業所が生じないように留意すること。

(5) 保安検査終了後、即時に運転開始しても差し支えない。運転ができなくなるのは、保安検査の結果、技術上の基準に適合していないことが明らかになり、都道府県知事又は指定都市の長から指示等があった場合である。

第58条の18関係(指定)

複数の都道府県又は指定都市を対象とする指定完成検査機関の指定権者は、指定に当たって、当該指定完成検査機関の検査対象となる事業所を所轄する都道府県(当該事業所の所在地が指定都市の区域内にある場合であって、当該事業所に係る事務が令第22条に規定する事務に該当しない場合)にあっては、当該事業所の所在地を管轄する指定都市の長)に対して検査を実施する事業所について通知するものとする。

(略)

(2) 一般高圧ガス保安規則の運用及び解釈について

第8条関係

(1)～(3) (略)

(4) 第2項第1項において、あらかじめ都道府県知事又は指定都市の長に届け出た場所等を除き、車両に固定した容器への充填は行わなければならないと規定されている。一方、「移動式製造設備の使用の本拠」は、第3条関係に記載のとおりに、車庫などをいい、充填を行うための技術上の基準を満たさない場

(6) 完成検査受検者は、高圧ガス保安協会又は指定完成検査機関に検査の申請を行うに当たり、当該完成検査に係る許可(変更許可)申請書の控えを同協会又は同機関に提出するものとする。

具体的方法については、都道府県知事への許可(変更許可)申請の際に申請書を3部(正1部、副2部)作成し、都道府県知事、受検者及び完成検査実施機関が保管することとする。
なお、3部全てに都道府県知事の受付印が必要である。

(7) (略)

第22条関係(輸入)

(1)・(2) (略)

(3) 高圧ガスの輸入者は、関税法(昭和29年法律第61号)第70条の規程に基づく通関の際の証明を輸入高圧ガス検査合格証(以下この項において「検査合格証」という。)により行うことができる。
ただし、都道府県知事が検査合格証の発行前に輸入検査に適合していると判断する場合は、上記検査合格証に代えて、検査職員が、輸入高圧ガス検査申請書(以下この項において「検査申請書」という。)の「検査職員確認印」欄に都道府県又は指定都市の受付印及び検査職員の印を押印した検査申請書をもって、輸入者は通関の際の証明を行って差し支えない。

第35条関係(保安検査)

(1) 高圧ガス保安協会又は指定保安検査機関は、保安検査を実施するのに当たり必要となる保安検査対象施設の情報について、都道府県に適宜問い合わせることは差し支えない。

(2)・(3) (略)

(4) 都道府県知事は、高圧ガス保安協会又は指定保安検査機関が実施した保安検査について、同協会又は同機関からの報告及び受検事業者からの受検届出書をもとに管内事業所の保安検査受検状況を把握し、未検査事業所が生じないように留意すること。

(5) 保安検査終了後、即時に運転開始しても差し支えない。運転ができなくなるのは、保安検査の結果、技術上の基準に適合していないことが明らかになり、都道府県知事から指示等があった場合である。

第58条の18関係(指定)

複数の都道府県を対象とする指定完成検査機関の指定権者は、指定に当たって、当該指定完成検査機関の検査対象となる事業所を所轄する都道府県に対して検査を実施する事業所について通知するものとする。

(略)

(2) 一般高圧ガス保安規則の運用及び解釈について

第8条関係

(1)～(3) (略)

(4) 第2項第1項において、あらかじめ都道府県知事に届け出た場所等を除き、車両に固定した容器への充填は行わなければならないと規定されている。一方、「移動式製造設備の使用の本拠」は、第3条関係に記載のとおりに、車庫などをいい、充填を行うための技術上の基準を満たさない場合があることから、「移

合があることから、「移動式製造設備の使用の本拠」で充填を行う際は、充填を行うための技術上の基準に適合した上で、あらかじめ都道府県知事又は指定都市の長に届け出ることとする。

- (5) (略)
- (6) 移動式製造設備の使用の本拠の所在地以外の場所（以下本項において「移動先」という。）で、当該製造設備により高圧ガスを貯蔵する場合も、貯蔵に係る規制が適用される。これを踏まえ、移動先が第一種貯蔵所に該当する場合には貯蔵に係る許可申請を、移動先が第二種貯蔵所に該当する場合には貯蔵に係る届出を、当該移動先を管轄する都道府県知事（当該移動先の所在地が指定都市の区域内にある場合）であって、当該移動先に係る事務が令第22条に規定する事務に該当しない場合にあっては、当該移動先の所在地を管轄する指定都市の長）に対して行うこと。

第8条の2関係

- (1) (略)
- (2) 第2項第2号へにおいて、あらかじめ都道府県知事又は指定都市の長に届け出た場所等を除き、車両に固定した容器への充填は行つてはならないと規定されている。一方、「移動式製造設備の使用の本拠」は、第3条関係に記載のとおり、車庫などをいい、充填を行うための技術上の基準を満たさない場合があることから、「移動式製造設備の使用の本拠」で充填を行う際は、充填を行うための技術上の基準に適合していることを確認した上で、あらかじめ都道府県知事に届け出ることとする。

また、移動式圧縮水素スタンドの使用の本拠の所在地以外の場所（以下本項において「移動先」という。）で、当該製造設備により高圧ガスを貯蔵する場合も、貯蔵に係る規制が適用される。これを踏まえ、移動先が第一種貯蔵所に該当する場合には貯蔵に係る許可申請を、移動先が第二種貯蔵所に該当する場合には貯蔵に係る届出を、当該移動先を管轄する都道府県知事（当該移動先の所在地が指定都市の区域内にある場合）であって、当該移動先に係る事務が令第22条に規定する事務に該当しない場合にあっては、当該移動先の所在地を管轄する指定都市の長）に対して行うこと。

第37条関係

第1号の「販売の目的」には、例えば、圧縮天然ガスを燃料の用に供する一般消費者に販売する者にあつては、販売区域等を具体的に記載すること。
第2号の「法第20条の6第1項の経済産業省令で定める技術上の基準に関する事項を記載したもの」とは、同基準に適合しているか否かを判断するために必要な事項をいい、例えば第40条第1号の場合においては遵守する旨及び台帳の記載事項を記載すること。

移動式圧縮水素スタンドにおいて、法第20条の4による販売事業の届出を行う場合にあっては、販売所毎に、当該販売所の所在地を管轄する都道府県知事（当該販売所の所在地が指定都市の区域内にある場合）であって、当該販売所に係る事務が令第22条に規定する事務に該当しない場合にあっては、当該販売所の所在地を管轄する指定都市の長）に対して届け出ること。この際、移動式圧縮水素スタンドにおける販売所とは、充填を行う場所をいう。

第49条関係

- 第16号について (略)
- 第17号について (略)

移動式製造設備の使用の本拠」で充填を行う際は、充填を行うための技術上の基準に適合していることを確認した上で、あらかじめ都道府県知事に届け出ることとする。

- (5) (略)
- (6) 移動式製造設備の使用の本拠の所在地以外の場所（以下本項において「移動先」という。）で、当該製造設備により高圧ガスを貯蔵する場合も、貯蔵に係る規制が適用される。これを踏まえ、移動先が第一種貯蔵所に該当する場合には貯蔵に係る許可申請を、移動先が第二種貯蔵所に該当する場合には貯蔵に係る届出を、当該移動先を管轄する都道府県知事に対して行うこと。

第8条の2関係

- (1) (略)
- (2) 第2項第2号へにおいて、あらかじめ都道府県知事に届け出た場所等を除き、車両に固定した容器への充填は行つてはならないと規定されている。一方、「移動式製造設備の使用の本拠」は、第3条関係に記載のとおり、車庫などをいい、充填を行うための技術上の基準を満たさない場合があることから、「移動式製造設備の使用の本拠」で充填を行う際は、充填を行うための技術上の基準に適合していることを確認した上で、あらかじめ都道府県知事に届け出ることとする。

また、移動式圧縮水素スタンドの使用の本拠の所在地以外の場所（以下本項において「移動先」という。）で、当該製造設備により高圧ガスを貯蔵する場合も、貯蔵に係る規制が適用される。これを踏まえ、移動先が第一種貯蔵所に該当する場合には貯蔵に係る許可申請を、移動先が第二種貯蔵所に該当する場合には貯蔵に係る届出を、当該移動先を管轄する都道府県知事に対して行うこと。

第37条関係

第1号の「販売の目的」には、例えば、圧縮天然ガスを燃料の用に供する一般消費者に販売する者にあつては、販売区域等を具体的に記載すること。
第2号の「法第20条の6第1項の経済産業省令で定める技術上の基準に関する事項を記載したもの」とは、同基準に適合しているか否かを判断するために必要な事項をいい、例えば第40条第1号の場合においては遵守する旨及び台帳の記載事項を記載すること。

移動式圧縮水素スタンドにおいて、法第20条の4による販売事業の届出を行う場合にあっては、販売所毎に、当該販売所の所在地を管轄する都道府県知事（当該販売所の所在地が指定都市の区域内にある場合）であって、当該販売所に係る事務が令第22条に規定する事務に該当しない場合にあっては、当該販売所の所在地を管轄する指定都市の長）に対して届け出ること。この際、移動式圧縮水素スタンドにおける販売所とは、充填を行う場所をいう。

第49条関係

- 第16号について (略)
- 第17号について (略)

第19号について
イについて (略)
ロについて

「事故等が発生した際に共同して対応するための組織」としては、例えば高圧ガス地域防災協議会があり、同協議会に加入するか、又は荷送人、移動経路の近辺に所在する第一種製造者等と申し合せを行うこと等により、緊急措置のための要員の派遣、資材の提供等を受けるとし、移動するときは当該会員証又は申し合せ書等の写しを携帯するものとする。

この場合、荷送人、移動経路の近辺に所在する第一種製造者等との申し合せ等では、移動する全ての都道府県又は指定都市につき各々少なくとも1人以上の者と申し合せ等を行うことが望ましい。

なお、第17号に掲げる高圧ガスの移動はもろろんのこと、それ以外の高圧ガスの移動についても高圧ガス地域防災協議会、輸送業者、荷送人その他の関係者が密接に協力すること等により自主保安体制が確立されることが望ましい。

また、応援体制を確保する場合には、都道府県、指定都市、産業保安監督部、警察及び消防等の関係行政機関との連絡及び協調、応援の具体的内容並びに当事者及び応援者並びに付近住民等第三者に対する災害補償について特に明確にしておくことが望ましい。

ハについて (略)
第20号について (略)
第21号について (略)

第67条関係

第2項の規定は、その年の前年の8月1日以降その年の7月31日までの保安技術管理者又は保安係員の選解任の状況について、一括して都道府県知事又は指定都市の長に届け出させることを規定したものであるが、仮にこの期間中に選解任が全く行われなかった場合には、届出を行うことを要しない。

なお、選解任状況の具体的内容を説明した資料については、時系列毎、職制別に区分する等、分かりやすく記載すること。

第71条関係

その年の前年の8月1日以降その年の7月31日までの保安主任者又は保安企画推進員の選解任の状況について、一括して都道府県知事又は指定都市の長に届け出させることを規定したものであるが、仮にこの期間中に選解任が全く行われなかった場合には、届出を行うことを要しない。

なお、選解任状況の具体的内容を説明した資料については、時系列毎、職制別に区分する等、分かりやすく記載すること

第82条関係

(1) 第2項第2号中、「第99条の規定により経済産業大臣が認めた基準に係る保安検査の方法」は、当該保安検査の方法が保安検査の方法を定める告示(平成十七年三月三十日経済産業省告示第八十四号。以下「保安検査告示」という。)で定める検査方法の準用等で対応が可能な場合には、保安検査告示で定めた方法として差し支えない。

なお、保安検査の方法を具体的に定める場合には、都道府県、指定都市又は指定保安検査機関は、第99条の規定により経済産業大臣が定めた基準をあらかじめ精査し、保安検査告示中の保安検査の方法の準

第19号について
イについて (略)
ロについて

「事故等が発生した際に共同して対応するための組織」としては、例えば高圧ガス地域防災協議会があり、同協議会に加入するか、又は荷送人、移動経路の近辺に所在する第一種製造者等と申し合せを行うこと等により、緊急措置のための要員の派遣、資材の提供等を受けるとし、移動するときは当該会員証又は申し合せ書等の写しを携帯するものとする。

この場合、荷送人、移動経路の近辺に所在する第一種製造者等との申し合せ等では、移動する全ての都道府県につき各々少なくとも1人以上の者と申し合せ等を行うことが望ましい。

なお、第17号に掲げる高圧ガスの移動はもろろんのこと、それ以外の高圧ガスの移動についても高圧ガス地域防災協議会、輸送業者、荷送人その他の関係者が密接に協力すること等により自主保安体制が確立されることが望ましい。

また、応援体制を確保する場合には、都道府県、産業保安監督部、警察、消防等の関係行政機関との連絡及び協調、応援の具体的内容並びに当事者及び応援者並びに付近住民等第三者に対する災害補償について特に明確にしておくことが望ましい。

ハについて (略)
第20号について (略)
第21号について (略)

第67条関係

第2項の規定は、その年の前年の8月1日以降その年の7月31日までの保安技術管理者又は保安係員の選解任の状況について、一括して都道府県知事に届け出させることを規定したものであるが、仮にこの期間中に選解任が全く行われなかった場合には、届出を行うことを要しない。

なお、選解任状況の具体的内容を説明した資料については、時系列毎、職制別に区分する等、分かりやすく記載すること。

第71条関係

その年の前年の8月1日以降その年の7月31日までの保安主任者又は保安企画推進員の選解任の状況について、一括して都道府県知事に届け出させることを規定したものであるが、仮にこの期間中に選解任が全く行われなかった場合には、届出を行うことを要しない。

なお、選解任状況の具体的内容を説明した資料については、時系列毎、職制別に区分する等、分かりやすく記載すること

第82条関係

(1) 第2項第2号中、「第99条の規定により経済産業大臣が認めた基準に係る保安検査の方法」は、当該保安検査の方法が保安検査の方法を定める告示(平成十七年三月三十日経済産業省告示第八十四号。以下「保安検査告示」という。)で定める検査方法の準用等で対応が可能な場合には、保安検査告示で定めた方法として差し支えない。

なお、保安検査の方法を具体的に定める場合には、都道府県又は指定保安検査機関は、第99条の規定により経済産業大臣が定めた基準をあらかじめ精査し、保安検査告示中の保安検査の方法の準用等につい

用等について検討するとともに、必要に応じて完成検査等の方法を参考とした上で定めること。

(2) (略)

第94条の14関係

(1)～(6)

(7) 第1項第2号又は第3号中「都道府県知事又は指定都市の長に届け出た場合」とは、認定指定設備技術基準適合書の写しを都道府県知事又は指定都市の長に届け出た場合とする。また、第1項第4号中「都道府県知事又は指定都市の長に届け出た場合」とは、高圧ガス製造事業届書及び認定指定設備技術基準適合書の写しを都道府県知事又は指定都市の長に届け出た場合とする。

(8)・(9)

(3) 液化石油ガス保安規則の運用及び解釈について

第9条関係

(1)～(3)

(4) 移動式製造設備の使用の本拠の所在地以外の場所（以下本項において「移動先」という。）で、当該製造設備により高圧ガスを貯蔵する場合も、貯蔵に係る規制が適用される。これを踏まえ、移動先が第一種貯蔵所に該当する場合には貯蔵に係る許可申請を、移動先が第二種貯蔵所に該当する場合には貯蔵に係る届出を、当該移動先を管轄する都道府県知事（当該移動先の所在地が指定都市の区域内にある場合であつて、当該移動先に係る事務が令第22条に規定する事務に該当しない場合には、当該移動先の所在地を管轄する指定都市の長）に対して行うこと。

(5) (略)

第48条関係

第13号について (略)

第14号について (略)

第16号について

イについて (略)

ロについて

「事故等が発生した際に共同して対応するための組織」としては、例えば高圧ガス地域防災協議会があり、同協議会に加入するか、又は荷送人、移動経路の近辺に所在する第一種製造者等と申し合せを行うこと等により、緊急措置のための要員の派遣、資材の提供等を受けるとし、移動するときは当該会員証又は申し合せ書等の写しを携行するものとする。

この場合、荷送人、移動経路の近辺に所在する第一種製造者等との申し合せ等では、移動する全ての都道府県につき各々少なくとも1人以上の者と申し合せ等を行うことが望ましい。

なお、第14号に掲げる高圧ガスの移動はもちろんのこと、それ以外の高圧ガスの移動についても高圧ガス地域防災協議会、輸送業者、荷送人その他の関係者が密接に協力すること等により自主保安体制が確立されることが望ましい。また、応援体制を確保する場合には、都道府県、指定都市、産業保安監督部、警察及び消防等の関係行政機関との連絡及び協調、応援の具体的内容並びに当事者及び応援者並びに付近住民等第三者に対しては災害補償について特に明確にしておくことが望ましい。

ハについて (略)

て検討するとともに、必要に応じて完成検査等の方法を参考とした上で定めること。

(2) (略)

第94条の8関係

(1)～(6)

(7) 第1項第2号又は第3号中「都道府県知事に届け出た場合」とは、認定指定設備技術基準適合書の写しを都道府県知事に届け出た場合とする。また、第1項第4号中「都道府県知事に届け出た場合」とは、高圧ガス製造事業届書及び認定指定設備技術基準適合書の写しを都道府県知事に届け出た場合とする。

(8)・(9)

(3) 液化石油ガス保安規則の運用及び解釈について

第9条関係

(1)～(3)

(4) 移動式製造設備の使用の本拠の所在地以外の場所（以下本項において「移動先」という。）で、当該製造設備により高圧ガスを貯蔵する場合も、貯蔵に係る規制が適用される。これを踏まえ、移動先が第一種貯蔵所に該当する場合には貯蔵に係る許可申請を、移動先が第二種貯蔵所に該当する場合には貯蔵に係る届出を、当該移動先を管轄する都道府県知事に対して行うこと。

(5) (略)

第48条関係

第13号について (略)

第14号について (略)

第16号について

イについて (略)

ロについて

「事故等が発生した際に共同して対応するための組織」としては、例えば高圧ガス地域防災協議会があり、同協議会に加入するか、又は荷送人、移動経路の近辺に所在する第一種製造者等と申し合せを行うこと等により、緊急措置のための要員の派遣、資材の提供等を受けるとし、移動するときは当該会員証又は申し合せ書等の写しを携行するものとする。

この場合、荷送人、移動経路の近辺に所在する第一種製造者等との申し合せ等では、移動する全ての都道府県につき各々少なくとも1人以上の者と申し合せ等を行うことが望ましい。

なお、第14号に掲げる高圧ガスの移動はもちろんのこと、それ以外の高圧ガスの移動についても高圧ガス地域防災協議会、輸送業者、荷送人その他の関係者が密接に協力すること等により自主保安体制が確立されることが望ましい。また、応援体制を確保する場合には、都道府県、産業保安監督部、警察、消防等の関係行政機関との連絡及び協調、応援の具体的内容並びに当事者及び応援者並びに付近住民等第三者に対しては災害補償について特に明確にしておくことが望ましい。

ハについて (略)

第17号について (略)

第18号について (略)

第65条関係

第2項の規定は、その年の前年の8月1日以降その年の7月31日までの保安技術管理者又は保安係員の選解任の状況について、一括して都道府県知事又は指定都市の長に届け出させることを規定したものであるが、仮にこの期間中に選解任が全く行われなかった場合には、届出を行うことを要しない。

なお、選解任状況の具体的内容を説明した資料については、時系列毎、職制別に区分する等、分かりやすく記載すること。

第69条関係

その年の前年の8月1日以降その年の7月31日までの保安主任者又は保安企画推進員の選解任の状況について、一括して都道府県知事又は指定都市の長に届け出させることを規定したものであるが、仮にこの期間中に選解任が全く行われなかった場合には、届出を行うことを要しない。

なお、選解任状況の具体的内容を説明した資料については、時系列毎、職制別に区分する等、分かりやすく記載すること。

第80条関係

第2項第2号中、「第97条の規定により経済産業大臣が認めた基準に係る保安検査の方法」は、当該保安検査の方法が保安検査の方法を定める告示(平成十七年三月三十日経済産業省告示第八十四号。以下「保安検査告示」という。)で定める検査方法の準用等で対応可能な場合には、保安検査告示で定めた方法として差し支えない。

なお、保安検査の方法を具体的に定める場合には、都道府県、指定都市又は指定保安検査機関は、第97条の規定により経済産業大臣が定めた基準をあらかじめ精査し、保安検査告示中の保安検査の方法の準用等について検討するとともに、必要に応じて完成検査等の方法を参考とした上で定めること。

(4) コンピナート等保安規則の運用及び解釈について

第49条の14関係 (略)

第49条の14の2関係 (略)

(5) 冷凍保安規則の運用及び解釈について

第43条関係

第2項第2号中、「第69条の規定により経済産業大臣が認めた基準に係る保安検査の方法」は、当該保安検査の方法が保安検査の方法を定める告示(平成十七年三月三十日経済産業省告示第八十四号。以下「保安検査告示」という。)で定める検査方法の準用等で対応可能な場合には、保安検査告示で定めた方法として差し支えない。

なお、保安検査の方法を具体的に定める場合には、都道府県、指定都市又は指定保安検査機関は、第69条の規定により経済産業大臣が定めた基準をあらかじめ精査し、保安検査告示中の保安検査の方法の準用等について検討するとともに、必要に応じて完成検査等の方法を参考とした上で定めること。

第17号について (略)

第18号について (略)

第65条関係

第2項の規定は、その年の前年の8月1日以降その年の7月31日までの保安技術管理者又は保安係員の選解任の状況について、一括して都道府県知事に届け出させることを規定したものであるが、仮にこの期間中に選解任が全く行われなかった場合には、届出を行うことを要しない。

なお、選解任状況の具体的内容を説明した資料については、時系列毎、職制別に区分する等、分かりやすく記載すること。

第69条関係

その年の前年の8月1日以降その年の7月31日までの保安主任者又は保安企画推進員の選解任の状況について、一括して都道府県知事に届け出させることを規定したものであるが、仮にこの期間中に選解任が全く行われなかった場合には、届出を行うことを要しない。

なお、選解任状況の具体的内容を説明した資料については、時系列毎、職制別に区分する等、分かりやすく記載すること。

第80条関係

第2項第2号中、「第97条の規定により経済産業大臣が認めた基準に係る保安検査の方法」は、当該保安検査の方法が保安検査の方法を定める告示(平成十七年三月三十日経済産業省告示第八十四号。以下「保安検査告示」という。)で定める検査方法の準用等で対応可能な場合には、保安検査告示で定めた方法として差し支えない。

なお、保安検査の方法を具体的に定める場合には、都道府県又は指定保安検査機関は、第97条の規定により経済産業大臣が定めた基準をあらかじめ精査し、保安検査告示中の保安検査の方法の準用等について検討するとともに、必要に応じて完成検査等の方法を参考とした上で定めること。

(4) コンピナート等保安規則の運用及び解釈について

第49条の8関係 (略)

第49条の8の2関係 (略)

(5) 冷凍保安規則の運用及び解釈について

第43条関係

第2項第2号中、「第69条の規定により経済産業大臣が認めた基準に係る保安検査の方法」は、当該保安検査の方法が保安検査の方法を定める告示(平成十七年三月三十日経済産業省告示第八十四号。以下「保安検査告示」という。)で定める検査方法の準用等で対応可能な場合には、保安検査告示で定めた方法として差し支えない。

なお、保安検査の方法を具体的に定める場合には、都道府県又は指定保安検査機関は、第69条の規定により経済産業大臣が定めた基準をあらかじめ精査し、保安検査告示中の保安検査の方法の準用等について検討するとともに、必要に応じて完成検査等の方法を参考とした上で定めること。

(11) 高圧ガス保安法施行令関係告示の運用及び解釈について
第4条の2関係 (略)

第7条関係

第7条中、「特定製造事業所」には、冷凍保安規則の適用を受ける高圧ガスを扱う事業所を含むものとする。また、「特定製造事業所の区域」には、特定製造事業所の最も外側にある敷地境界線の内側に他の事業所がある場合には、当該事業所も含むものとする。

(11) 高圧ガス保安法施行令関係告示の運用及び解釈について
第4条の2関係 (略)
(新設)